

## だいしん定期「センス」定期預金取引規定

### 第1条 (預入方法)

- (1) 本規定に同意し、大阪信用金庫（以下「当金庫」といいます。）だいしん未来支店専用普通預金（以下「普通預金」といいます。）口座を開設後、だいしん未来支店専用テレホンバンキングサービス（以下「テレホンバンキングサービス」といいます。）により、定期預金を作成します。
- (2) だいしん定期「センス」定期預金（以下「定期預金」といいます。）の資金は、普通預金口座からの引落しにより作成します。

### 第2条 (預金の内容)

この預金は、次の各項の取扱いとします。

- (1) この預金の預入期間は1年です。
- (2) この預金の1口座あたり預入金額は100万円以上、1,000万円以下とします。
- (3) この預金の預入単位は1万円とします。
- (4) この預金は1年の元金自動継続方式（利払い式）のみとします。
- (5) この預金は1顧客あたり1,000万円を上限とします。
- (6) この預金の証書（または通帳）は発行いたしません。
- (7) この預金は普通預金の担保にはなりません（総合口座として利用することはできません。）。
- (8) 少額預金の利子非課税制度（マル優）のお取扱いはいたしません。

### 第3条 (自動継続)

- (1) この預金は、満期日に1年後の応当日を新たな満期日とした定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。  
ただし、この預金の継続後の利率について、別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

### 第4条 (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および預入日（または継続日）における当金庫所定の利率によって計算し、満期日に普通預金口座に入金します。
- (2) この預金を定期預金共通規定第5条第1項の規定により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の各号の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。
  - ① 6カ月未満 解約日における普通預金の利率
  - ② 6カ月以上1年未満 約定利率×50%

(3) この預金は付利単位を1円とし、1年を365日として日割で計算します(円未満切捨て)。

#### 第5条 (取引の確認)

だいしん未来支店では口座開設に伴う通帳・証書の発行はいたしませんので、預入れ、継続または払戻しの確認はテレホンバンキングサービスを利用して確認してください。

#### 第6条 (預金の解約)

この預金口座を解約する場合には、テレホンバンキングサービスにより依頼してください。当金庫はお客様が指定する定期預金を解約のうえ、その元利金を普通預金口座に入金します。

#### 第7条 (「だいしんお楽しみPOINT」サービスの取扱い)

この預金は「だいしんお楽しみPOINTサービス」の対象とはなりません。

#### 第8条 (定期預金共通規定の適用)

本規定に定めのない事項については、定期預金共通規定が適用されます。

以上

## 定期預金共通規定

当金庫ホームページをご覧ください。

(<https://www.osaka-shinkin.co.jp>)